

介護職員特定処遇改善加算についての情報公開

1、介護職員処遇改善加算

当法人では介護職員に対しての賃金改善（給与の底上げ）を目的とした制度である「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を算定し、全介護職員の賃金改善に努めております。

2、介護職員特定処遇改善加算

上記に加え、当法人での勤続15年以上の介護福祉士及び、当法人での勤続年数が10年以上の役職がある介護福祉士を経験・技能のある介護職員として、「介護職員特定処遇改善加算Ⅰ」を算定し、①経験・技能のある介護福祉士、②その他の介護職員、③その他の職員に対して賃金の改善を行っています。

3、キャリアパス要件

I 介護職員の任用における職位、職責または職務要件を定め、それに応じて賃金体系を給与規程で定め、職員に公開しています。

II 介護職員の資質向上の為、外部講師を招いての研修（レクリエーション、排泄介助等）を行い、人事評価制度に反映しています。

III 介護職員の昇給について、経験、資格、その他一定の基準により昇給する仕組みを設け、給与規程に明記しています。

4、職場環境要件

・業務に従事しながら、資格取得を目指せるよう、喀痰吸引研修等で、費用を法人が負担し、資格取得のサポートをすることで、職員の資質向上を図っています。

・事業所や部署ごとでの職員ミーティングを行い、職場内コミュニケーションの円滑化により、勤務環境やケアの内容改善を行っています。

・非正規職員から正規職員への登用を行っています。